

かいごのがっこう七福神 介護福祉士実務者研修 学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者（以下、「当法人」という。）が実施する。

社会福祉法人 天祐会
特別養護老人ホーム 七福神
鹿児島市西伊敷3-14-3

(目的)

第2条 急激な高齢化が進む現代において、多様化する介護ニーズに対応した適切で質の高い介護サービスを提供する為、個性を重んじた対人援助の基礎となる理念、倫理観を醸成し、且つ専門職としての基本姿勢・知識・技術等を修得させ、広く社会福祉に貢献できる介護職員を養成する事を目的とする。

(研修事業の名称・位置・研修課程)

第3条 (1) 研修事業名称及び位置は、次の通りとする。

かいごのがっこう七福神
鹿児島市西伊敷3-14-3

(2) 研修課程の種類は通信課程とし、履修方法については別表1のとおり通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。

研修課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日付け社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知）別表5に定める内容に準拠する。

(研修期間)

第4条 研修期間は、6ヶ月間とする。

ただし、次の研修を過去に受講し課程を修了した者については、修業期限を1月以上とする。

- ア 訪問介護員養成研修（1～3級）
- イ 介護職員初任者研修
- ウ 介護職員基礎研修
- エ 喀痰吸引等研修
- オ その他上記に掲げる課程に準ずる課程

(受講対象者)

第5条 介護福祉士の資格取得に向けて意欲のある者。

(入学期間)

第6条 原則、2年以内とする。

(生徒定員及び学級数、開講の時期)

- 第7条 (1) 1回毎開催する研修の定員は15名とし、学級は1学級とする。
(2) 開講の時期は1月、4月、7月、10月とする。
(3) 1回の開講につき定員を満たさず5名以下の生徒数になった場合、その期の開講を見合わせる場合がある。

(受講生の募集と選抜方法)

- 第8条 (1) 募集は一般募集及び当法人の職員であり、代表者の推薦を受けた者とする。
(2) 受講生の人数制限がある為早めに申し込みがあった方を優先に対応を図る。また、必要によっては面接・選抜を行い受講決定する。

(受講料)

第9条 受講費用は次の通りとする。

受講予定の有する資格	受講料	備考
訪問介護3級修了者もしくは無資格者	100,000円	テキスト代別・税別
訪問介護2級修了者もしくは介護職員初任者研修修了者	80,000円	テキスト代別・税別
訪問介護1級修了者	55,000円	テキスト代別・税別
介護職員基礎研修修了者	28,000円	テキスト代別、税別

- ・使用する教材：介護職員等実務者研修テキスト「第1巻～5巻」（中央法規出版）
- ・使用するテキストは資格所有者により異なります。

(研修カリキュラム)

第10条 研修を修了する為に履修しなければならないカリキュラム設置計画書の開講科目の通りとする。

(研修修了の認定方法)

第11条 修了の認定は以下の通りとする。

- (1) 受講料を全額納付し、①第10条に定めるカリキュラムの全課程を履修している事。②課程での課題は提出期限を厳守し、添削して6割以上の

得点であること。但し、6割以下の者については再提出とし、合格するまで再提出を行う③実技・演習での技術が修得されている事。

- (2) 全過程を修了した時点で、同条の(1)の評価と受講態度を総合的に評価し、A評価(80点以上)・B評価(60～79点)・C評価(60点未満)の3段階で評価する。認定は、B以上で評価基準を満たしたものとする。
- (3) 面接授業(スクーリング)の介護課程Ⅲ及び医療的ケア演習は、全て受講する事。原則として、遅刻・欠席は認めない。

(代替受講)

第12条 面接授業(スクーリング)の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると同法人が認める者については、同研修の次期コースを代替えて受講する事によりカリキュラムの履修完了とする。代替受講は事前の申し出を原則とする。

(教職員の組織)

第13条	学 校 長	1名
	専任教員(内主任1名)	2名
	講 師(介護課程Ⅲ)	3名
	講 師(医療的ケア)	1名
	講師添削(課題添削)	若干名
	事務職員	1名

以上の教員組織で実務者養成研修を行う。

(実務者養成研修対象地域)

第14条 研修対象地域は、鹿児島県及び通学が出来る九州圏内とする。

(休業日)

第15条 休業日は次の通りとする。ただし、校長が必要と認めた場合には休業日を変更することがある。

- (1) 年末年始 12月29日～1月3日
- (2) 夏季休業 8月13日～8月15日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(入所の手続き)

第16条 受講者は、当法人が別に認める時期内に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書(経歴書)

- (2) 修了証書の写し
- (3) 受講料支払書及び預金口座振替依頼書・自動支払利用申込書

(退学)

第17条 退学しようとする受講生は、退学願を提出し当法人の許可を得なければならない。

(休学)

第18条 受講生は疾病その他やむを得ない理由により修学することが出来ない場合は、当法人の許可を得なければならない。この場合において、疾病による時は医師の診断書を添付しなければならない。

(復学)

第29条 休学していた者は、休学理由が消滅し復学しようとする時は、復学願を提出し当法人の許可を得なければならない。

(受講資格の取り消し)

第20条 次の各号に該当する者は、受講資格を取り消す事が出来る。

- (1) 受講意欲が著しく欠けており、修了の見込みがない。または本学則の目的にそぐわないと当法人が認めた者。
- (2) 当法人の代表から推薦が取り消された者。
- (3) 当研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者。
- (4) 当法人の定める受講料支払いの規定に反した者。
- (5) その他、本学則の目的から逸脱した言動があったと当法人が認めた者。

(修了証書等の交付)

第21条 第11条の定めにより、研修を修了したことを認定された者には、当法人において修了証明書を交付する。

(修了者の管理)

第22条 第11条の定めにより、研修を修了したことを認定され、第16条により修了証明書の授与を受けた者について、当法人が修了者台帳を作成し、氏名・住所・生年月日・修了年月日・修了番号等を記載して管理する。

(個人情報保護)

第23条 運営上知り得た受講者に掛かる個人情報は、必要最低限の範囲で適切に取り

扱うものとする。当法人の個人情報方針により、秘密保持には十分な管理を行えるよう従業員に対して定期的に研修を行い、個人情報の適切な取扱いを徹底する。

(附則)

この学則は平成29年10月1日から施行する。